

- 1 議案名 徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について
  
- 2 提案理由 高等教育段階の修学に係る経済的負担の軽減に鑑み、奨学金の額を奨学生が選択できるようにするための所要の整備を行う必要がある。



# 徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について

グローバル・文化教育課

## 1 改正理由

高等教育段階の修学に係る経済的負担の軽減に鑑み、奨学金の額を奨学生が選択できるようにするため、規則の一部改正を行う。

## 2 改正概要

奨学金貸与額選択制の導入

### ア 概要

#### (ア) 奨学生による貸与額を選択

高等専門学校4、5年生における奨学金の額について、選択肢を設定することにより、奨学生が返還額を考慮して、貸与額を選択できるようにする。

(第4条【改正】)

区 分		現行 (貸与額)	改正後 (貸与額)
公立の 高等専門学校	1～3 学年	8,000 円, 13,000 円, 18,000 円	8,000 円, 13,000 円, 18,000 円
	4～5 学年	43,000 円	23,000 円, 33,000 円, 43,000 円
私立の 高等専門学校	1～3 学年	15,000 円, 25,000 円, 35,000 円	15,000 円, 25,000 円, 35,000 円
	4～5 学年	51,000 円	30,000 円, 40,000 円, 51,000 円

#### (イ) 決定貸与額の変更申請

奨学金の貸与決定額について、高等教育支援制度の認定等があった場合に変更申請ができるようにする。(第7条の2【改正】)

#### (ウ) 様式の改正

規則の運用に照らし、各様式について所要の変更を行う。

### イ 効果

- ・奨学生の利便性の向上
- ・奨学生の返還負担減
- ・将来的な県予算（歳出）の縮減

## 3 改正後の規則の適用

令和2年度以降、新規に貸与決定を行うものから適用する。ただし、様式の改正に関しては、公布の日から適用する。

## 4 施行期日

令和2年4月1日

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則</p>	<p>課 (室) 名 教育委員会 グローバル・文化教育課</p>
	<p>担当者名 湯 浅 啓 子</p>
	<p>電話番号 三 一 三 二</p>
<p>制 定 理 由 大学等における修学の支援に関する法律が制定され、修学に係る経済的負担が軽減されたことに鑑み、奨学金の額を奨学生が選択できるようにする必要がある。</p>	
<p>あ ら ま し 一 高等専門学校第四学年及び第五学年における奨学金の額について、奨学生が選択できることとした。 二 奨学金貸与申請書等の様式について所要の改正を行うこととした。 三 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。ただし、二の一部については、公布の日から施行することとした。</p>	
<p>予 算 上 の 措 置</p>	
<p>関 係 法 規 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号） 大学等における修学の支援に関する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第七十九号）</p>	<p>考 備</p>
<p>法 規 審 議 委 員 会 要 否 <input checked="" type="checkbox"/></p>	



徳島県規則第 号

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年 月 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県奨学金貸与条例施行規則（平成十四年徳島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 次に掲げる場合のいずれかに該当し、奨学金の額を変更する必要があるとき。

イ 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）第二十条に規定する機構の選考による学資の支給に係る認定を行うかどうかの決定が行われた場合

ロ 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第十一条第三項若しくは第五項の規定による通知又は同令第十四条の規定による授業料減免の額の変更が行われた場合

第七条の二第二項中「第一項」を「前項」に改める。

別表高等専門学校の項中「四三、〇〇〇円」を「二三、〇〇〇円、三三、〇〇〇円又は四三、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額」に、「五一、〇〇〇円」を「三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円又は五一、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額」に改める。

様式第一号のその一の(表中)

申請事項	貸与希望月額	円	貸
------	--------	---	---

与希望月数	月
-------	---

を

申請事項	貸与希望	高等専門学校4・5年
	月 額	

円	貸与希望	月
円	月 数	

に改め、同その一の(裏)中「独立行政法人日本学生支援

機構奨学金」の次に「(貸与型)」を加え、同様式のその二の(表中)

申請事項	貸
------	---

与希望月額	円	貸与希望月数	月
-------	---	--------	---

を

申請事項
------

貸与希望 月 額	円	貸与希望 月 数	月
	円		
	高等専門学校4・5年		

に改め、回数の

11の(イ)中「独立行政法人日本学生支援機構奨学金」の次に「(貸与型)」を加える。

様式第三号中「貸与希望月額 円」を「貸与希望月額 円(高等専門学校第4学年及び第5学年 円)」に改める。

様式第十号の11の変更の理由中ホをトとし、11の次に次のように加える。

ホ 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令による学費の支給の認定等  
 へ 大学等における修学の支援に関する法律施行規則による授業料の減免等  
 様式第十号の11の注2中「イからホまで」を「イからトまで」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、様式第一号及び様式第三号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県奨学金貸与条例施行規則様式第一号、様式第三号及び様式第十号の11に相当する改正前の徳島県奨学金貸与条例施行規則様式第一号、様式第三号及び様式第十号の11による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

改正案	現 行
<p>(額の変更の申請)</p> <p>第七条の二 奨学生は、次の各号のいずれかに該当し、奨学金の額の変更を受けようとするときは、奨学金月額変更申請書（様式第十号の二）を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる場合のいずれかに該当し、奨学金の額を変更する必要が生じたとき。</p> <p>イ 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十二号）第二十條に規定する機構の選考による学費の支給に係る認定を行うかどうかの決定が行われた場合</p> <p>ロ 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第十一條第三項若しくは第五項の規定による通知又は同令第十四條の規定による授業料減免の額の変更が行われた場合</p> <p>三 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに必要な審査を行い、奨学金の額を変更すべきものと認めるときは、変更の決定をするものとする。</p>	<p>(額の変更の申請)</p> <p>第七条の二 奨学生は、次の各号のいずれかに該当し、奨学金の額の変更を受けようとするときは、奨学金月額変更申請書（様式第十号の二）を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 知事は、第一項の規定による申請があつたときは、速やかに必要な審査を行い、奨学金の額を変更すべきものと認めるときは、変更の決定をするものとする。</p>

別表（第四條関係）

区分		奨学金の額（月額）
(略)		
高等学校	高等専攻門校 地方公共団体又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校	第一学年から第三学年まで 八、〇〇〇円、一三、〇〇〇円又は一八、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額
	私立の高等専攻門校	第一学年から第三学年まで 一五、〇〇〇円、二五、〇〇〇円又は三五、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額
	第四学年	二〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円

別表（第四條関係）

区分		奨学金の額（月額）
(略)		
高等学校	高等専攻門校 地方公共団体又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校	第一学年から第三学年まで 八、〇〇〇円、一三、〇〇〇円又は一八、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額
	私立の高等専攻門校	第一学年から第三学年まで 一五、〇〇〇円、二五、〇〇〇円又は三五、〇〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額
	第四学年	五、〇〇〇円、一〇、〇〇〇円

		及び第五 学年	〇、〇〇〇円又は五 一、〇〇〇円のうち 貸与を受ける者が選 択する額
--	--	------------	---

備考 (略)

		及び第五 学年	_____ _____ _____ _____
--	--	------------	----------------------------------

備考 (略)



(表)

徳島県知事 殿		奨学金貸与申請書		年 月 日	
徳島県奨学金貸与条例の規定による奨学金の貸与を受けたいので、徳島県奨学金貸与条例施行規則第3条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。					
ふりがな氏名	④	生年月日	年 月 日	性別	男・女
申請者住所	〒	電話	自宅携帯:		
家族の住所	〒	電話	自宅携帯:		
在学中の学校	立 学校	課程	科 類	第 学年	
在学したことがあ	通学形態	自宅通学・	自宅外通学		
入学年月	年 月	卒業予定年	年 月	年 月	
在学期間	立 学校	課程	科 類	卒業・修了・中退	
在学期間	年 月	年 月	年 月	年 月	
申請事項	貸与希望額	円	貸与希望月数	月	
奨取学用口座	金融機関名	本店名	種目	普通	
	口座番号(右詰め)	フリガナ			
ふりがな氏	生年月日	年 月 日	性別	男・女	
住所	〒	電話	自宅携帯:		
続柄	職業	年 月 日	年 月 日	年 月 日	万円
ふりがな氏	生年月日	年 月 日	性別	男・女	
住所	〒	電話	自宅携帯:		
続柄	職業	年 月 日	年 月 日	年 月 日	万円

注 1 徳島県奨学金貸与条例の規定による奨学金の貸与を受けたいので、徳島県奨学金貸与条例施行規則第3条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

2 申請者本人の口座を記入すること。

3 申請者が本人の口座を記入すること。

4 申請者が本人の口座を記入すること。

5 申請者が本人の口座を記入すること。

6 申請者が本人の口座を記入すること。

(表)

徳島県知事 殿		奨学金貸与申請書		年 月 日	
徳島県奨学金貸与条例の規定による奨学金の貸与を受けたいので、徳島県奨学金貸与条例施行規則第3条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。					
ふりがな氏名	④	生年月日	年 月 日	性別	男・女
申請者住所	〒	電話	自宅携帯:		
家族の住所	〒	電話	自宅携帯:		
在学中の学校	立 学校	課程	科 類	第 学年	
在学したことがあ	通学形態	自宅通学・	自宅外通学		
入学年月	年 月	卒業予定年	年 月	年 月	
在学期間	立 学校	課程	科 類	卒業・修了・中退	
在学期間	年 月	年 月	年 月	年 月	
申請事項	貸与希望額	円	貸与希望月数	月	
奨取学用口座	金融機関名	本店名	種目	普通	
	口座番号(右詰め)	フリガナ			
ふりがな氏	生年月日	年 月 日	性別	男・女	
住所	〒	電話	自宅携帯:		
続柄	職業	年 月 日	年 月 日	年 月 日	万円
ふりがな氏	生年月日	年 月 日	性別	男・女	
住所	〒	電話	自宅携帯:		
続柄	職業	年 月 日	年 月 日	年 月 日	万円

注 1 徳島県奨学金貸与条例の規定による奨学金の貸与を受けたいので、徳島県奨学金貸与条例施行規則第3条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

2 申請者本人の口座を記入すること。

3 申請者が本人の口座を記入すること。

4 申請者が本人の口座を記入すること。

5 申請者が本人の口座を記入すること。

6 申請者が本人の口座を記入すること。

続柄	氏名	年齢	所得額	備考
本人			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
人数	人	合計	円	
特別な事情				
他の奨学金等の受給又は申請の状況	独立行政法人日本学生支援機構奨学金(貸与型)		受給中・決定済み・申請中・申請予定	申請予定
	生活福祉支学金(教育支援費)		受給中・決定済み・申請中・申請予定	申請予定
	母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金)		受給中・決定済み・申請中・申請予定	申請予定
	徳島県高等学校課程奨励金		受給中・決定済み・申請中・申請予定	申請予定
上記の申請について親権者として同意します。				
			親権者氏名	続柄
			親権者氏名	続柄

注1 「年齢」欄は、この申請書を提出する年度の4月1日現在の年齢を記入すること  
 2 「備考」欄は、次の事項を記入し、その内容を証明することができる書類を添付すること  
 (1) 「備考」欄が、6月以上の長期療養者又は本人と別居している者にあつては、その  
 (2) 「備考」欄が、本人以外の者又は本人と別居している者にあつては、その  
 3 本人以外の者又は本人と別居している者にあつては、その  
 4 本人以外の者又は本人と別居している者にあつては、その  
 5 本人以外の者又は本人と別居している者にあつては、その

続柄	氏名	年齢	所得額	備考
本人			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
人数	人	合計	円	
特別な事情				
他の奨学金等の受給又は申請の状況	独立行政法人日本学生支援機構奨学金		受給中・決定済み・申請中・申請予定	申請予定
	生活福祉支学金(教育支援費)		受給中・決定済み・申請中・申請予定	申請予定
	母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金)		受給中・決定済み・申請中・申請予定	申請予定
	徳島県高等学校課程奨励金		受給中・決定済み・申請中・申請予定	申請予定
上記の申請について親権者として同意します。				
			親権者氏名	続柄
			親権者氏名	続柄

注1 「年齢」欄は、この申請書を提出する年度の4月1日現在の年齢を記入すること  
 2 「備考」欄は、次の事項を記入し、その内容を証明することができる書類を添付すること  
 (1) 「備考」欄が、6月以上の長期療養者又は本人と別居している者にあつては、その  
 (2) 「備考」欄が、本人以外の者又は本人と別居している者にあつては、その  
 3 本人以外の者又は本人と別居している者にあつては、その  
 4 本人以外の者又は本人と別居している者にあつては、その  
 5 本人以外の者又は本人と別居している者にあつては、その

徳島県知事 殿		奨学金貸与申請書		年 月 日	
徳島県奨学金貸与条例の規定による奨学金の貸与を受けたいので、徳島県奨学金貸与条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。					
ふりがな氏名	⑩	生年月日	年 月 日	性別	男・女
申請者住所	〒	電話	自宅携帯:		
家族の住所	〒	電話	自宅携帯:		
立 学 校		課 程		科 類	
在学中の学校		自宅通学・自宅外通学		第 年 学 年	
申請事項	通学形態	入学年月	卒業予定年月	年 月	年 月
	貸与希望額	円		貸与希望月数	月
奨取学用口座	金融機関名	本支店名	種目	普通	
	口座番号(右詰め)	フリガナ名			
連帯保証人	ふりがな氏	生年月日	年 月 日	性別	男・女
	住所	〒	電話	自宅携帯:	
	続柄	職業	年収	万円	
保証人	ふりがな氏	生年月日	年 月 日	性別	男・女
	住所	〒	電話	自宅携帯:	
	続柄	職業	年収	万円	

注1 徳島県奨学金貸与条例の規定による奨学金の貸与を受けたいので、徳島県奨学金貸与条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

2 申請者本人の口歴を記入すること。

3 申請者本人の口歴を記入すること。

4 申請者本人の口歴を記入すること。

5 申請者本人の口歴を記入すること。

徳島県知事 殿		奨学金貸与申請書		年 月 日	
徳島県奨学金貸与条例の規定による奨学金の貸与を受けたいので、徳島県奨学金貸与条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。					
ふりがな氏名	⑩	生年月日	年 月 日	性別	男・女
申請者住所	〒	電話	自宅携帯:		
家族の住所	〒	電話	自宅携帯:		
立 学 校		課 程		科 類	
在学中の学校		自宅通学・自宅外通学		第 年 学 年	
申請事項	通学形態	入学年月	卒業予定年月	年 月	年 月
	貸与希望額	円		貸与希望月数	月
奨取学用口座	金融機関名	本支店名	種目	普通	
	口座番号(右詰め)	フリガナ名			
連帯保証人	ふりがな氏	生年月日	年 月 日	性別	男・女
	住所	〒	電話	自宅携帯:	
	続柄	職業	年収	万円	
保証人	ふりがな氏	生年月日	年 月 日	性別	男・女
	住所	〒	電話	自宅携帯:	
	続柄	職業	年収	万円	

注1 徳島県奨学金貸与条例の規定による奨学金の貸与を受けたいので、徳島県奨学金貸与条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

2 申請者本人の口歴を記入すること。

3 申請者本人の口歴を記入すること。

4 申請者本人の口歴を記入すること。

5 申請者本人の口歴を記入すること。



他の奨学金等の受給又は申請の状況	独立行政法人日本学生支援機構奨学金(貸与型) 生活福祉資金(教育支援費) 母子父子家庭福祉資金貸付金(修学資金) 徳島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金	受給中・決定済み・申請中・申請予定 受給中・決定済み・申請中・申請予定 受給中・決定済み・申請中・申請予定 受給中・決定済み・申請中・申請予定
上記の申請について親権者として同意します。		親権者氏名 親権者氏名
		続柄 続柄

注1 「他の奨学金等の受給又はは申請の状況」欄は、現に貸与若しくは貸付けの決定を受け、又は貸与若しくは貸付けの申請の申請を○で囲む(親権者が自署する)こと。  
注2 「親権者氏名」に「他」又は「又」がつく場合は、親権者が自署すること。

他の奨学金等の受給又は申請の状況	独立行政法人日本学生支援機構奨学金 生活福祉資金(教育支援費) 母子父子家庭福祉資金貸付金(修学資金) 徳島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金	受給中・決定済み・申請中・申請予定 受給中・決定済み・申請中・申請予定 受給中・決定済み・申請中・申請予定 受給中・決定済み・申請中・申請予定
上記の申請について親権者として同意します。		親権者氏名 親権者氏名
		続柄 続柄

注1 「他の奨学金等の受給又はは申請の状況」欄は、現に貸与若しくは貸付けの決定を受け、又は貸与若しくは貸付けの申請の申請を○で囲む(親権者が自署する)こと。  
注2 「親権者氏名」に「他」又は「又」がつく場合は、親権者が自署すること。



徳島県奨学金返還規則第4学年及び第5学年			年	月	日	徳島県奨学金返還規則第5学年		
貸与希望月額	貸与開始期	貸与終了期	年	月	日	貸与希望月額	貸与開始期	貸与終了期
円 (高等専門学校第4学年及び第5学年)			年	月	日	円		
返還開始時期	返還方法等	徳島県知事	徳島県知事					

注 1 「本人保証」については、申請者は本人保証人として署名押印すること。本人保証人が自署押印する場合、申請者が本人保証人として署名押印すること。本人保証人が自署押印する場合、申請者が本人保証人として署名押印すること。

徳島県奨学金返還規則第4学年及び第5学年			年	月	日	徳島県奨学金返還規則第5学年		
貸与希望月額	貸与開始期	貸与終了期	年	月	日	貸与希望月額	貸与開始期	貸与終了期
円 (高等専門学校第4学年及び第5学年)			年	月	日	円		
返還開始時期	返還方法等	徳島県知事	徳島県知事					

注 1 「本人保証」については、申請者は本人保証人として署名押印すること。本人保証人が自署押印する場合、申請者が本人保証人として署名押印すること。本人保証人が自署押印する場合、申請者が本人保証人として署名押印すること。

